

令和5年度 地域貢献のための 「空家の改修等補助金」の募集を開始します！

地域貢献施設への空家の活用促進を目的とした、「空家の改修等補助金【地域貢献型/地域貢献【簡易改修】型】」の令和5年度募集を開始します。（令和5年4月7日開始）

1 補助金の概要

- (1) 対象者【地域貢献型・地域貢献【簡易改修】型：共通】（いずれかに該当する方）
- ア 市民（在勤・在学可）で組織され、市民が自由に参加し継続的に活動している団体
 - イ アの団体の活動拠点となる空家を借りり受ける事業者
- (2) 対象建築物【地域貢献型・地域貢献【簡易改修】型：共通】（全てに該当する建築物）
- 横浜市内に存する一戸建て住宅（兼用住宅を含む）
 - 申請時点から遡って1年以上、居住その他の使用がなされていないもの
 - 建築基準法に違反していない、特定空家等として認定されていないもの
 - 建物の改修及び原状回復義務の放棄について所有者から合意を得られているもの

【地域貢献型のみ】

- 10年間以上の活用が見込まれるもの
- 耐震性が確保されているもの又は耐震改修を行うもの



【地域貢献【簡易改修】型のみ】

- 5年間以上の活用が見込まれるもの
 - 耐震性が確保されているもの又は耐震シェルターを設置する等、耐震性能等に関し一定の基準※を満たすもの
- ※空家の改修等補助金（地域貢献【簡易改修】型）交付要綱に定める基準

（3）対象経費と補助金額

	対象経費	補助金額
地域貢献型	A：「地域活性化に貢献する施設」への改修を目的とする内外装等の改修工事 B：耐震改修工事	A：経費の合計の1/2（上限100万円） B：経費の合計の1/2（上限150万円）
地域貢献【簡易改修】型	a：「地域活性化に貢献する施設」への改修を目的とした内外装等の改修工事、耐震シェルター設置工事、外構工事 b：「地域活性化に貢献する施設」への改修を自ら材料等を購入して実施する際（いわゆるD I Y）の建築材料費	経費の合計の1/2 (上限100万円：a、bの合計額)

（4）想定件数（地域貢献型・地域貢献【簡易改修】型：合計）

5件（予算額に達した時点で、受付を終了いたします。）



2 補助の詳細と申請先

＜URL＞ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/>

＜申請先＞ 横浜市建築局住宅政策課 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎24階 電話：045-671-4121



お問合せ先

建築局住宅政策課担当課長 石津 啓介 Tel 045-671-4659